

## 第6期第18回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 午後4時00分から午後5時40分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	梅藤勝	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	△	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	△
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

### 5. 議事日程

第1 委員の議席の決定に関する件

第2 地区委員会の指名に関する件

第3 議事録署名委員の指名

第4 会期の決定

第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第6 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第7 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第8 報告第4号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第9 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第12 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第13 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第14 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第15 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

## 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生  
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

## 7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、藤江会長職務代理から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長職務代理者	【会長職務代理者挨拶】
議 長	本日の出席者は25名です。欠席は、14番・森山幸治委員、27番・中島勝美委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第18回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第1「委員の議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【委員会の議席の決定に関する件、朗読及び説明】 梅藤委員の任命に伴い、議席番号についてお諮りするものです。 改選期についての議席の決定は会議規則によりくじで定めることとしていますが、梅藤委員の任命については、欠員の補充による任命となり、本年6月に田代委員が任命された時と流れは同様となります。 6月の第12回総会時に任期途中の欠員補充による議席番号については、欠番に充てることをご審議ご決定いただいております、これにならしまして梅藤委員の議席番号については23番とし、席次についても23番席に着席いただく形で提案いたしますのでご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいま、事務局から説明があったとおり、欠員補充による議席の決定については、本年6月にお諮りしており欠番にあてるとしてありますので、梅藤委員の議席番号は23番にあてるというかたちですが、質問意見ありませんか。  (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、決定することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、梅藤委員の議席は23番で決定いたします。 梅藤委員は、23番席に移動願います。 続いて、日程第2「地区委員会の指名に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【地区委員会の指名に関する件、朗読及び説明】

主 査 梅藤委員の属する地区委員会についてお諮りをしますが、こちらは、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第5条に「地区委員は会長が総会に諮って指名する。」と規定されております。これに従い梅藤委員の属する地区委員会については会長の指名により決定することをご提案させていただきます。併せて、本日は会長が入院により不在であり、農業委員会会議規則に会長に事故あるときは職務代理がその職務を代理することと定めておりますので、職務代理の指名により決定となりますことを申し添えましてご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
 それでは、梅藤委員の属する地区については、あらかじめ中島会長とも相談しておりますが私が指名することでご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、梅藤委員については、穂別地区委員会に属することを指名します。  
 続いて、日程第3「議事録署名委員の指名」ですが、15番・石崎代里子委員、16番・土田泰弘委員の両名を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、両名に決定いたしました。  
 日程第4「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。  
 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第5 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第1号、朗読及び説明】  
 4ページ5ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計10件・22筆・149,095㎡となっています。  
 1番は、所有農地の整理を行うため解約を行ったものです。  
 2番から3番は、耕作者であった●●さんが経営規模縮小をすることとなり解約をしたものです。  
 4番から8番は、それぞれの耕作者が高齢を理由に離農することとなり、解約に至っています。  
 9番と10番は、それぞれ地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約を行ったものです。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。それでは、日程第6 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】

12月につきましては、議案に記載のとおり12月9日に川西地区委員会、川東地区委員会、13日に穂別地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定25件について審議し、いずれも適当と判定。また、あっせんの申し出1件について審議した結果、農地中間管理機構の買い入れが必要と判断したところです。

川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定28件について審議し、いずれも適当と判定。また、あっせんの申し出2件について審議した結果、いずれも農地中間管理機構の買い入れが必要と判断したところです。

穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定50件について審議し、いずれも適当と判定したところでございます。

なお、あっせんの申し出内容については7ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。続いて、日程第7 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第3号、朗読及び説明】

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。9ページになります。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

1 番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。報告第3号について、質問意見はありませんか。



主 査 議案第1号農地法第3条許可申請 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] お願いして  
おります。  
本号の [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] についてどのようにすることが良いのか、検討を進めて  
いきたいと考えておりますので、ご理解いただきながら [REDACTED] 説明とさせ  
ていただきます。

議 長 ただいま、事務局から説明のあったとおり、 [REDACTED]  
[REDACTED] ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、 [REDACTED] お願いいたします。 [REDACTED]

議 長 それでは、 [REDACTED] 議事を進行してまいります。  
本議件ですが、●●委員が被設定人となっており、議事参加ができませんが  
、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることと  
してよろしいかおはかりします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明  
をお願いいたします。

主 査 【議案第1号、朗読及び説明】  
19ページになります。  
1番は、既に使用貸借権を設定し耕作しておりますが期間満了を迎えるため  
同様の内容により更新の申請があったものです。  
2番と5番は、それぞれの設定人の希望により、それぞれ被設定人を決めら  
れ、貸借されるものです。  
3番と4番は、それぞれの設定人の経営規模縮小に伴い、それぞれの地域の  
担い手へ、貸借されるものです。  
以上5件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認  
しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
20ページから29ページにそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、  
ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上で  
す。

- 議 長 　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1 7 番 　　1 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として牧草の作付をしており、更新後も同様の計画となっています。  
●●さんのこれまでの耕作状況から今後も適切に耕作されるとともに周辺の内への影響はないものと判断いたします。以上です。
- 1 0 番 　　2 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
申請地は●●さんの離農に伴い、●●さんの希望により●●〈農地所有適格法人〉へ賃貸借する案件です。  
●●〈農地所有適格法人〉では、田には水稻を、畑には牧草を作付する計画となっており、これまでの耕作状況からも、適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 1 番 　　3 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
申請地は、●●さんの規模縮小に伴い、●●さんへ賃貸借する案件です。  
●●さんは、これまでも2回程、規模縮小の度に地域の担い手である●●さんへ賃貸借されてきており、今回も同様をお願いしたいと申請がありました。  
●●さんは、申請地では、南瓜の作付をする計画であり、これまでの他の圃場の耕作状況から見ても、適切に耕作されると思われ、周辺農地への影響もないと判断します。以上です。
- 1 番 　　4 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
申請地は、●●さんの規模縮小に伴い、●●さんへ賃貸借する案件です。  
申請地では、これまで同様、牧草を作付ける計画であり、引き続き適切に耕作されると思われ、周辺農地への影響もないものと判断します。以上です。
- 2 5 番 　　5 番について現地を確認してきましたので、報告します。  
申請地は、所有者である●●さんの希望により、将来的な所有農地の整理を考慮し、地域の担い手である●●さんへ賃貸借する案件であります。  
申請地では、今後、水稻を作付ける計画であり、適切に耕作され、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 　　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたしました

それでは引き続き、日程第11 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が構成員となっている法人が転用者となっているため、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】

申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、現在、先の報告第4号でご報告申し上げました農振除外の手続きを行っているところであり、除外後は農地区分が第1種農地となります。第1種農地としての農畜産物処理加工施設の建築は例外許可事由となります。また、許可対象となる加工施設の条件として「その地域で生産される農畜産物を原料として処理または加工を行う施設」となります。

さて、本転用申請者である、●●〈農地所有適格法人〉から事業計画書を提出してもらっていますが、加工施設では主に自社で作付けした水稻及び生産組合から調達する水稻を原料として発芽玄米を製造する計画となっています。

将来的に、おかゆなどのレトルト食品の製造も視野に入れておりますが、いずれも原料は地域で収穫した水稻を加工していく計画であり、許可要件を満たしていると判断しています。

また、転用面積等についても、加工工場に加え、駐車場等必要な付帯施設を整備する計画であり、周辺農地に影響を与えないように緑地帯を整備するなど配慮もされていること、かつ、必要な面積としての転用申請となっていると考えます。このように、本申請については、許可要件を満たしていると考えております。

北海道農業会議の意見聴取については、必要となってきます。

32ページから36ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 6 番 本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、自社及び地域で生産された水稻を原料として加工食品を製造する加工工場の建築であります。転用要件を満たしていることは事務局から報告のあったとおりであり、緑地帯等の整備により環境配慮や周辺農地への配慮も

16番 検討されているため周囲に与える影響はないものと認められ、本申請内容は特に問題ないと判断し、また、地域生産された水稻を原料としていく計画であることから町の六次化産業としての発展も期待をしているところでございます。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。  
 続いて、日程第12 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。を議題といたします。なお、本案件は次の11名が関係者となります。  
 ●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員以上の方については、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主査 【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】  
 38ページから、所有権移転1件です。  
 1番は報告第3号でご報告申し上げましたあっせんに伴う所有権移転となっています。

【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】  
 続いて、40ページから利用権設定です。  
 (1番から6番まで継続案件)  
 6番は●●さんの経営規模縮小により利用権を設定するものです。  
 (7番・8番継続案件)  
 9番はこれまで借りていた耕作者が期間満了により継続しないこととなり、新たに利用権を設定するものです。  
 10番も、9番同様耕作者が期間満了により継続しなため、新たに利用権を設定するものです。  
 (11番から28番まで継続案件)  
 29番は、11月総会で解約の報告をしておりますが、これまで耕作者であった●●さんが規模縮小するため、新たな利用調整を行い●●さんが利用権を

主	査	<p>設定するものです。</p> <p>30番は、29番と同様の理由により新たに設定するものです。</p> <p>31番は、後の32番から35番まで同一であり、先に過程を説明させていただきませんが、先ほど申し上げましたとおり●●さんが規模縮小するため自作地について、新たにそれぞれの方に利用権を設定するものです。</p> <p>(36番から53番まで継続案件)</p> <p>以上、鷓川地区となります。</p>
主	査	<p>続きまして、穂別地区分となります。</p> <p>(54番・55番継続案件)</p> <p>56番は報告第1号にて解約の報告をしておりますが、これまでの耕作者であった●●さんが離農されることに伴い、新たな利用調整を行うものです。</p> <p>57番はこれまで借りていた耕作者が期間満了により継続しないこととなり新たに利用権を設定するものです。</p> <p>(58番継続案件)</p> <p>59番も56番同様、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>60番も59番同様です。</p> <p>(61番から63番まで継続案件)</p> <p>64番は、非農地化を防ぐため、隣接地の耕作者である●●さんに利用権を設定するものです。</p> <p>65番も64番同様に、隣接地の耕作者である●●さんに利用権を設定するものです。</p> <p>66番は56番同様、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>67番も66番同様です。</p> <p>68番は、報告第5号でご報告申し上げました買い入れ協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。</p> <p>(69番から80番まで継続案件)</p> <p>81番は報告第1号にて解約の報告をしておりますが、これまでの耕作者であった●●さんが離農されることに伴い、新たな利用調整を行うものです。</p> <p>82番も81番同様、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>(83番から88番まで継続案件)</p> <p>89番は、非農地化を防ぐため、隣接地の耕作者である●●さんに利用権を設定するものです。</p> <p>90番の一部新規分ですが、継続分農地の隣接地であり、更新を機に、併せて利用権を設定するものです。</p> <p>(91番から94番まで継続案件)</p> <p>95番は報告第1号にて解約の報告をしておりますが、地域の担い手への集約化を考慮し、新たな利用調整を行うものです。</p> <p>(96番から98番まで継続案件)</p> <p>98番の一部新規分ですが、90番同様、継続分農地の隣接地であり、更新を機に、併せて利用権を設定するものです。</p> <p>99番の一部新規分ですが、89番同様、非農地化を防ぐため、隣接地の耕作者である●●さんに利用権を設定するものです。</p> <p>(100番・101番継続案件)</p> <p>102番は、99番同様、非農地化を防ぐため、隣接地の耕作者である●●</p>

主 査	<p>さんに利用権を設定するものです。</p> <p>(103番継続案件)</p> <p>以上、所有権移転1件7筆、利用権設定103件257筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>函面の方ですが、所有権移転関係は、39ページに、利用権設定関係は、地区ごと纏めておりますが、61ページから80ページに添付しておりますのでご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第13 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p><b>【議案第4号 朗読及び説明】</b></p> <p>82ページになります。</p> <p>1番・2番共に新規就農をしておりますが、あっせん名簿への登録がないため申し込みを受けたものでございます。</p> <p>なお、2名とも先ほど説明いたしました。施設栽培ということで集約栽培となるため経営面積等について基準を満たしております。</p> <p>以上2件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第14 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。を議題といたし</p>

議 主	長 査	<p>ます。事務局の説明を求めます。</p> <p><b>【議案第5号 朗読及び説明】</b> 84ページになります。</p> <p>本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。</p> <p>なお、85ページから90ページに、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第15 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。</p>
議 主	長 査	<p><b>【議案第4号 朗読及び説明】</b> 92ページになります。</p> <p>本件は、公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>申請地は申請者が相続を受ける前の40年以上前から農地としては利用されていなく、農道脇に位置している状態で管理・耕作等もしようがないとのことです。</p> <p>現地確認結果として、申出通りの内容であり、雑種地化し、いずれも農地として利用されておらず、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>以上、1件、92ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8	番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、耕作道の脇に当該地があり利用価値が見込めない状態です。今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、1月27日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。